

2020年度 事業計画書
(2020年4月1日～2021年3月31日)

1. 公益事業1

アジア地域を中心とする民商事法分野での調査・研究及びセミナー・シンポジウム等の開催並びにその援助。

(1)調査・研究事業

① 日韓パートナーシップ共同研究

当財団は、法務省法務総合研究所と共同して、1999年度から日本の法務省・法務局及び裁判所の職員と、韓国の大法院(最高裁)・各級法院に勤務する登記及び執行関係職員との間で、所掌業務に関する諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ共同研究を実施してきている。2020年度は引き続いて「不動産登記制度、商業法人登記制度、戸籍制度、民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題等」をテーマとして、6月に日本、10月に韓国にて共同研究を実施する予定である。

② アジア・太平洋民商事比較法制研究

当財団は、法務省法務総合研究所と共同して、アジア太平洋地域の法制度について関西の学者、実務家に依頼し、研究会を実施してきている。2015年度～2017年度で実施した第8期「会社法実務」を含め、第1期「倒産法及び倒産法に関する担保」、第2期「ADR」、第3期「知的財産権保護法制」、第4期「国際会社法比較研究」、第5期「株主代表訴訟」、第6期「監査制度」、第7期「会社情報提供制度」をテーマに実施してきた。2018年度～2020年度は、前期のメンバーを概ね継続して、以下を対象国及びテーマとした研究会を実施している。

2019年度に実施した同対象国での現地ヒアリング等を踏まえた研究成果として、2020年度中に同テーマに係るシンポジウムを開催予定である。

対象国・地域：ベトナム、インドネシア、タイ、マレーシア

テーマ：会社法実務（ジョイント・ベンチャー契約）

(2)セミナー、シンポジウム等事業

① 日中民商事法セミナー

当財団は、中国国家発展改革委員会を中国側の相手方として、他関係機関の協力も得て、中国との法律交流事業をその設立以来行っている。2020年度も次のとおり日中民商事法セミナーを開催する予定である。

時期・場所：2020年度中（北京予定）

テーマ：検討中

主催 日本側：当財団

中国側：国家発展改革委員会

共催：法務省法務総合研究所、日中経済協会

日本国側講師：テーマに関する専門家講師 2～3名招聘

② 国際民商事法セミナー・シンポジウム

民商事法について関心の高いテーマを選び、関係諸機関の協力を得て、セミナー・シンポジウムを開催する予定である。2019年度に開催されたアジア・ビジネス・ロー・フォーラム(ABLF)やアジア・ビジネスロー・カンファレンス(ABC)との共催企画が見込まれる。

③ 国際民商事法金沢セミナー

アジア・東南アジア地域におけるビジネス法関連の情報交換と、同地域におけるビジネス法・経済法分野での法整備支援のニーズ及びドナー間連携の可能性について意見及び情報交換を行うことを目的として、国内外の専門家を招いて実施している。2020年度は、次のとおり開催する予定である。

時期・場所：時期検討中、場所は金沢

テーマ：検討中

主 催：石川国際民商事法センター、北國新聞社、
法務省法務総合研究所、当財団

④ 連携企画（人材育成のためのシンポジウム等）

法整備支援を促進するためには、これを支える国内人材の育成と活用が極めて重要であり、さまざまな人的資源を発掘・確保するための一方策として、法整備支援を担う次世代の若者らとの意見交換の場を提供することが必要である。法務省法務総合研究所、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)、当財団他が主催して、大学生、法科大学院生・若手法曹や研究者を対象に、2009年8月に「わたしたちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウムを開催し、その後継続している。

上記の他に、法務省法務総合研究所をはじめとしてアジア諸国の法制度に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力することとしている。

2. 公益事業2

法整備支援事業。独立行政法人国際協力機構（JICA）は、政府開発援助(ODA)の一環として、主としてアジア諸国を対象に、法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国から立法担当者や政府関係者、裁判官、学者等を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地への専門家派遣、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、JICAによる民商事法分野の支援プロジェクトに、法務省法務総合研究所他関係先と共に、1998年度から協力してきた。2020年度も、2019年度に締結した契約にもとづき、共同研究会・作業部会等の運営管理や国別研修の精算業務等の受託業務を遂行し、協力していく。

なお、JICAからの受託事業収入の過去5年間の推移は以下のとおりである。

受託事業収入（千円）	
2014年度	64,450
2015年度	84,114
2016年度	72,701
2017年度	69,385
2018年度	53,369

(1) 2020年度に予定されているプロジェクトは次のとおりである。

① カンボジア

案件名：民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト

(2017年4月～2022年3月)

案件概要：これまで実施されたプロジェクトにより各機関に育成された人材を中心に、民法・民事訴訟法のより適切な運用を目指して、不動産登記法の整備、訴訟書式の整備、民事判決の公開等を柱とした活動を支援。

部会等：カンボジア民事訴訟法作業部会、

カンボジア不動産登記法アドバイザリーグループ

研修予定：年3回（日本にて2週間/回）

② ラオス

案件名：法の支配発展促進プロジェクト

(2018年7月～2023年7月)

案件概要：ラオスの法務・司法分野の中核人材が、基本法令の法理論の研究、同理論に基づく運用・執行、法令及び実務の改善能力を身に付け、研究成果を同分野の関係者に共有するとともに、持続的な活動実施体制を具体化し、法学教育・法曹等養成の担当者が質の高い法律実務家を育成する能力を身に付けるよう支援。

部会等：ラオス民法アドバイザリーグループ

ラオス教育・研修改善アドバイザリーグループ

研修予定：年3回（日本にて2週間/回）

③ ミャンマー

案件名：法・司法制度整備支援プロジェクト

(2018年6月～2021年3月)

案件概要：法・司法関係機関による法案作成・審査や契約審査における能力向上を図り、法令等の運用に透明性をもたらすとともに、人財育成を支援し、市場経済体制の確立、投資の促進、法の支配の促進を支援。

部会等：知的財産法アドバイザリーグループ

研修予定：年3回（日本にて2週間/回）

④ インドネシア

案件名：ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プ

プロジェクト（2015年12月～2020年12月）

案件概要：法務人権省知的財産総局による知的財産審査の質の向上、同局及び知的財産執行機関による執行・取締体制の向上、最高裁判所による知的財産事件の処理の予見性の向上、及び法務人権省法規総局によるビジネス関連法令（知的財産法を含む）の起草・審査における法的整合性の向上を支援。

部会等：裁判所支援アドバイザリーグループ
法規総局支援アドバイザリーグループ

研修予定：年4回（日本にて2週間/回）

⑤ スリランカ

案件名：移行期の正義における司法人材能力強化
(2019年4月～2021年3月)

案件概要：スリランカの刑事司法関係機関（AGD、High Court、MOJ等）に対し、スリランカにおける刑事司法手続の迅速化に向けた実務改善のための研修を実施。

研修予定：年1回（日本にて2週間/回）

(2) その他法整備支援案件

① 法整備支援連絡会

法整備支援に係る関係機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う場として、法整備支援連絡会を2000年から開催している。2020年度は2021年2月に開催予定である。

② 共同研究等

法務省法務総合研究所が、2020年度に、ミャンマー、東ティモール、ウズベキスタン、モンゴル各国との共同研究を予定している。

3. その他

(1) 機関誌「ICCLC」及びニュースレター「ICCLC NEWS」

2020年7月に機関誌「ICCLC」（2019年度事業報告、2020年度事業計画）を発行予定。また、セミナー・シンポジウム等の成果物を掲載したニュースレター「ICCLC NEWS」を隨時発行・公開する予定。

(2) インターネットホームページ及び財団パンフレット

当財団パンフレットの改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。ホームページでは、財団の活動を幅広く知つてもらうため、「ICCLC NEWS」の掲載に加え、セミナー・シンポジウム等の案内を都度掲載することとしている。

以上